

6 一括有期事業の申告書の書き方

● 年度更新手続き

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、「一括有期事業総括表」、「一括有期事業報告書(様式第7号)」が必要です。林業では、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」が必要です。(P14参照)

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。(金融機関では申告書・領収済通知書のみ受取ります。)

● 一括有期事業の要件

建設業においては、一工事の請負額が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告(徴収法第7条)することになってはいますが、一括扱いできる工事は、隣接県及び厚生労働大臣が指定した都道府県の区域で行う工事に限られます。(P15参照)

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱いできます。

立木の伐採の事業

素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業。

*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続き(これを「単独有期事業」といいます。)をすることとなります。

● 申告する工事

1~3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。

1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱いが出来る区域で実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

1工事の請負金額が1億9千万円未満、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)に終了した工事。

(平成20年3月31日以前に開始している工事の算入洩れがないよう注意してください。)

<例>

